

令和6年度岐阜県選奨生奨学金募集要項(予約採用)―大学―

令和6年度の岐阜県選奨生採用候補者を下記のとおり募集します。

この奨学金は貸与ですので、貸与終了後は、全額返還していただくことになります。
募集要項をよく読まれたうえで申請を行ってください。

【申請期間】

令和5年10月2日(月)～令和5年11月17日(金)

※申請の提出期限は、在学から岐阜県教育委員会へ送付する期限です。

※在学校の提出期限をお確かめください。

【申請書類提出先】

在学校の奨学金担当

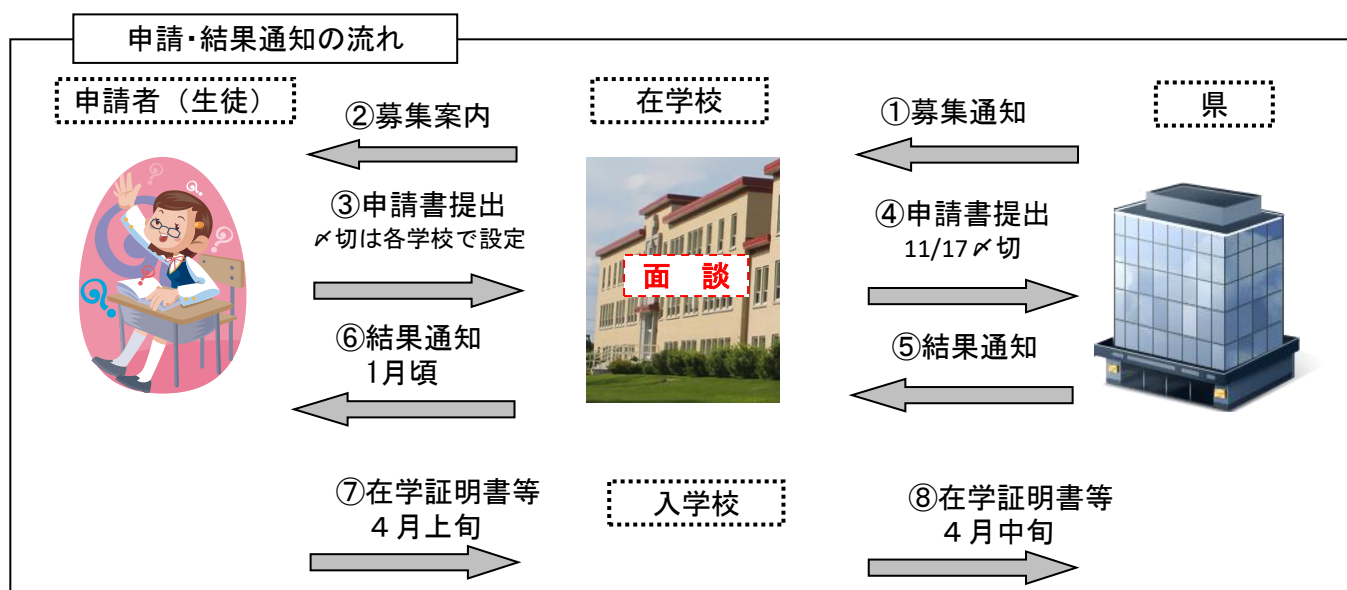
【申込資格】

高等学校等（高等学校、高等専門学校及び中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。）、特別支援学校の高等部、又は専修学校の高等課程の最終学年に在学し、令和6年4月に大学（短期大学を含み、専攻科、別科及び大学院を除く。）へ進学を希望する人で、次の条件のすべてに該当する生徒が対象となります。

- ①岐阜県内に住所を有する者の子弟であること。
(本人のみが岐阜県内に住所を有する場合は該当しません。)
- ②人物、学業ともに優秀であること。
- ③修学に十分耐え得る健康状態であること。
- ④経済的理由により修学が困難であること。

【申請手続】

申請希望者は、申請用紙に必要事項を記入の上、関係書類を添付して、在学する学校の奨学金担当者等に提出してください。



【採用の通知】

審査結果は、採用・不採用の内定にかかわらず在学する学校を通じて**1月頃**にお知らせします。
正式な採用は、大学等に入学後、進学先の学校を通じて在学証明書等を提出してからとなります。

【制度の概要】

1 奨学金の貸与月額

区分	貸与月額	日本学生支援機構の奨学金(貸与型)を併せて受ける場合
大学等	32,000円	16,000円

※日本学生支援機構の奨学金(給付型)のみ受給される方は、併用なしとみなします。
(大学:32,000円)

2 奨学金の貸与方法

奨学金は、5月（4～6月分）、7月（7～9月分）、10月（10～12月分）、1月（1月～3月分）の各月の下旬に奨学生名義の口座に振り込みます。

3 奨学金の返還

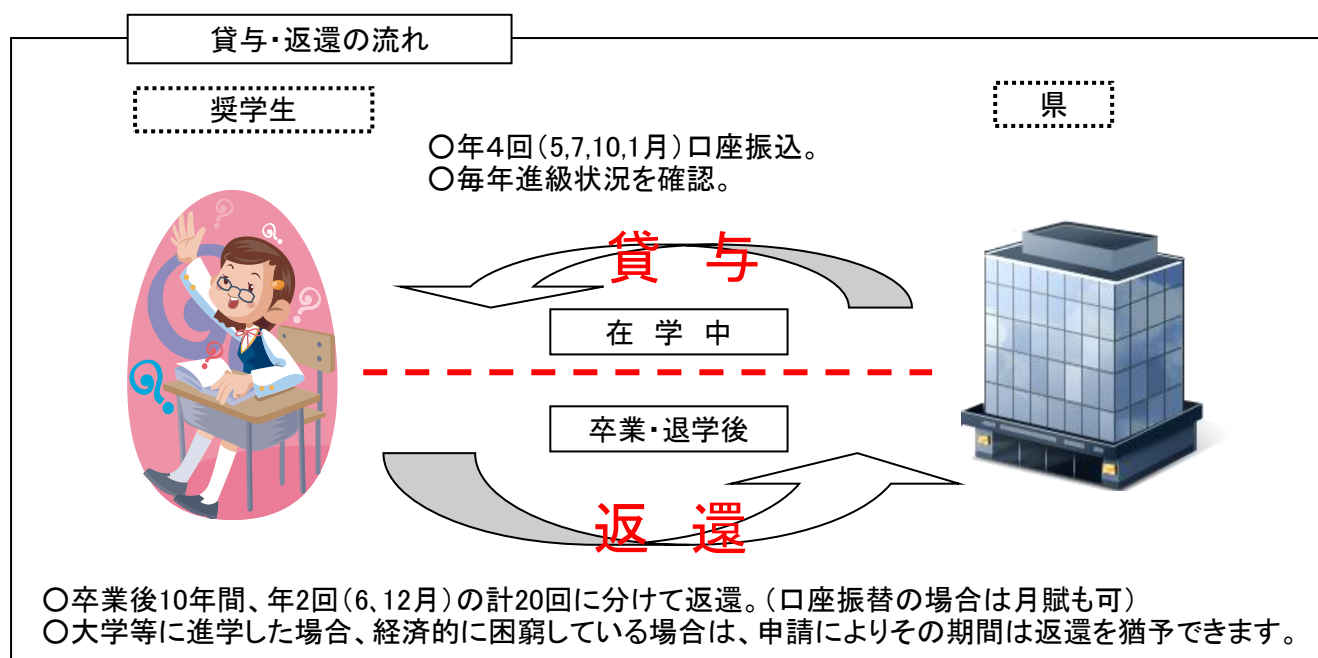
貸与終了後、約半年の据置期間を置いて10年以内に貸与を受けた総額を返還していただきます。

返還は、県から送付する「納入通知書」により指定の金融機関での納入（※1）または口座からの自動引落とし（※2）により納入していただきます。返還月は6月と12月の年2回ですが、口座からの自動引落としは月賦払いも可能です。

この奨学金は無利息ですので、元金のみを返還していただきますが、**各返還期日までに返還されない場合は延滞金が発生します。**

※1 納入する金融機関が、県の指定金融機関（県内の金融機関と一部県外の銀行）以外の場合、振込手数料がかかる場合があります。

※2 口座から自動引き落としとできる金融機関は指定されています。



貸与額と10年・半年賦方式で返還する場合の1回あたりの返還額は下記のとおりです。参考としてください。

①貸与月額 32,000円 の場合

貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	384,000円	19,200円
2年間	768,000円	38,400円
3年間	1,152,000円	57,600円
4年間	1,536,000円	76,800円
5年間	1,920,000円	96,000円
6年間	2,304,000円	115,200円

②貸与月額 16,000円 の場合

貸与期間	貸与額合計(A)	1回あたりの返還額 A÷20回
1年間	192,000円	9,600円
2年間	384,000円	19,200円
3年間	576,000円	28,800円
4年間	768,000円	38,400円
5年間	960,000円	48,000円
6年間	1,152,000円	57,600円

○滞納者に対する処置

- (1)奨学生本人が返還しない場合は、連帯保証人に返還の請求をします。
- (2)滞納者に対しては、委託している債権回収会社から返還請求する場合があります。
- (3)著しく返還を怠った場合は、強制執行の手続きをとることがあります。
- (4)裁判所、弁護士等を使った場合、その費用も合わせて請求します。

4 個人情報について

申請書等にご記入いただいた情報等は、奨学金貸与・返還業務のために利用し、業務の目的の適正な範囲において、学校・金融機関等に必要に応じて提供することがありますが、その他の目的で利用することはありません。

【申請書類】

以下の書類を、各学校の奨学金担当まで提出してください。



○提出書類一覧

番号	必要書類	留意事項	備考
①	岐阜県選奨生奨学金予約採用申請書(第1号様式)	<p>ア「親権者の同意」欄は、親権者が2人の場合は2名記載し、親権者が1人の場合は1名記載すること。</p> <p>イ「連帯保証人」欄は、必ずしも親権者でなくてもよいが、独立の生計を営む成年者であること。</p> <p>ウ「家族の状況」欄は保護者の属する世帯で同一の生計を営む者全員について記入すること。ただし、就学者については別居している場合も記入すること。</p> <p>エ「奨学金を希望する理由」欄は、家族・家庭の状況も併せて具体的・詳細に記入すること。</p>	
<p>※申請、貸与、返還時を問わず、重要書類の提出時には連帯保証人の実印が必要となります。 また、貸与決定後の「誓約書」提出の際は、連帯保証人の印鑑登録証明書を提出していただきます。 滞納した場合、連帯保証人は本人と同等の責任を負うこととなります。</p>			
②	成績証明書	<p>高校1, 2年生時の成績証明書を提出してください。</p> <p>※ただし、4年生課程の場合は1～3年生時、高等専門学校の場合は1～4年生時のもの。</p> <p>(参考) 成績基準 高校1, 2年生時の評定平均が3.5以上</p>	学校発行の証明書
③	住民票(本籍地省略可)	<p>ア 親権者の属する世帯全員の住民票を提出してください。</p> <p>イ 申請者(生徒)が別居の場合、申請者の住民票は必要ありません。</p>	
④	令和5年度(令和4年分)の所得課税証明書	<p>主たる家計支持者の所得課税証明書を提出してください。</p> <p>(参考) 所得基準 主たる家計支持者の前年1年間の市町村民税所得割額が304,200円未満</p>	
⑤	推薦調書	必ず本人が在学校の奨学金担当者又は担任に渡してください。	学校で作成
⑥	面談記録票	在学校の奨学金担当者又は担任が面談を行い、記入します。申請者が記入しないで下さい。	学校の担当者が面談後に記入

お問い合わせ先

岐阜県教育委員会 教育財務課 管理経理係 TEL 058-272-8734
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1